

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和7年度若年者就労支援業務委託	5200219
工（納）期	令和 8年 3月31日	
契約締結日	令和 7年 4月 1日	
契約金額	推定総額 16,483,893円（消費税込み）	

契約相手方	特定非営利活動法人青少年自立援助センター (法人番号：4013105000091)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	総価部分及び単価部分による複合契約

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>令和7年度若年者就労支援業務委託</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 特定非営利活動法人青少年自立援助センター 所在地 東京都福生市福生2351-1 代表者 理事長 河野 久忠</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川区の若年者及び若年無業者の就労支援を目的として個別相談及びセミナー実施業務を委託するものである。                  主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、                  上記法人は、厚生労働省の委託事業として、足立区・板橋区・八王子市において「地域若者サポートステーション」を運営し、利用者のニーズに応えたサポート事業を実施しているほか、足立区及び八王子市においては、訪問支援型事業を受託しており、上記法人が有する訓練合宿施設を利用して支援対象者に合宿型の就労訓練を実施できる唯一の法人である。                  さらに、足立区地域若者サポートステーションでは、開設当初から荒川区の若年者を支援しており、今後も継続して本事業と同施設と連携した相談者フォローを行っていくことで、一層の効果が期待できる。                  令和6年度においては、庁内関係部署や就労支援機関との連携も密接に行い、利用者に対し適切なアプローチを行う等履行状況は良好であることから、                  引き続き確実な成果が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>